

○国土交通省告示第七百七十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号口の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第三中「及び」を削る。

第九中「プレキヤストプレストレスコンクリート」を「プレキヤストプレストレストコンクリート」に改める。

第十二中「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項第一号本文」を「昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二第一号本文」に改める。

第十八第六号を次のように改める。

六 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号の地震力を考慮して、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第一号に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及

び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

ロ 特定天井が、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によつて荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。